

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：33935

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K04277

研究課題名(和文) 高齢障害者の自立支援給付と介護保険の利用にかかる福祉制度の比較分析

研究課題名(英文) Comparative Institutional Analysis of Benefits for Welfare Services and Supports for Persons with Disabilities and Long-Term Care Insurance System about persons with Disabilities Aged 65 and Over.

研究代表者

丸岡 稔典 (MARUOKA, TOSHINORI)

名古屋産業大学・現代ビジネス学部・特任講師

研究者番号：20455380

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の結果、以下のことが明らかとなった。

1) 65歳以上の障害者に対して介護保険制度の優先適用はなされているものの、一律に適用されているわけではなく、障害福祉制度の利用を継続している場合も見られた。2) 65歳以降の障害福祉サービスの継続利用を希望する障害者が一定数存在した。3) 介護保険制度適用に伴う変化について、サービス支給量については増加している場合、減少している場合、変化がない場合がそれぞれあった。サービス利用の自己負担額は増加した。サービスの利用の制約は増えた、と認識されていた。4) 介護保険サービスと障害福祉サービスを相互補完関係にあるものとして住み分けを進めていく必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、これまで障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳を境に介護保険のサービスを優先して利用する必要があることにより生じている問題を調査した。結果、65歳を境に自己負担の増加と利用制約の増加といった課題があることが明らかとなった。自己負担増加は軽減措置による減少が期待できるため、今後は障害福祉サービスの独自性を検証し、両サービスのすみ分けを考える必要があることを提言した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this paper is to grasp the actual conditions and clarify future issues with the Long-Term Care Insurance System and the Act on the Comprehensive Support for the Daily and Social Life of persons with Disabilities aged 65 and over.

1) Long-Term Care Insurance System prevailed when the Long-Term Care Insurance System overlaps with the Act on the Comprehensive Support for the Daily and Social Life of Persons with Disabilities. However, some persons with disabilities aged 65 and over continued to use Welfare Service for People with Disabilities. 2) Some persons with disabilities aged 65 and over demanded to use Welfare Service for People with Disabilities. 3) The problems of Long-Term Care Insurance System increase their own payment and increase utilization constraint. 4) It is necessary to promote to combine service of Long-Term Care Insurance System and Welfare Service for People with Disabilities as complementary to each other.

研究分野：社会学

キーワード：高齢者 障害者 介護保険 障害福祉サービス 居宅介護

## 1. 研究開始当初の背景

近年、障害福祉制度として実施される自立支援給付と介護保険制度として実施されるサービスの関係や整合性をめぐる議論が活発化している。

その第一は、高齢障害者問題である。2000年に介護保険制度が実施され、65歳以上の高齢者への福祉サービスが開始された。その3年後の2003年に支援費制度が実施され、2006年に障害者自立支援法、2013年に障害者総合支援法へと見直されつつ、障害者への福祉サービスの提供が開始された。障害者自立支援法や総合支援法では、自立支援給付については介護保険制度を優先して使用するものと定めているため、それまで障害福祉サービスの利用してきた障害者は原則として65歳以降、介護保険制度が優先的に適用されこととなった。しかし、厚生労働省は「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(2007年3月)を通知し、障害者の「心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様」であることから、「障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない」とした。このように、障害福祉サービスを利用してきた障害者は65歳以降、一律に介護保険制度を適用されるわけではないとされている。これら通知は、市区町村によって解釈が異なることがあり、実際には十分な説明がないまま介護保険制度を適用される事例や介護保険制度の適用により自己負担額の増加など生活上の影響が生じて事例があることも報告されている。そこで、厚生労働省は2015年2月に改めて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう」通知している。ただし、実態調査からは高齢障害者の多くが介護保険を優先適用している様子も見受けられる。また、障害福祉サービス、介護保険とも、利用料の1割を自己負担する制度であるが、障害福祉サービスでは軽減措置により無料である世帯が多く、介護保険移行により自己負担が増加するとの危惧も示されている。2016年1月に政府は、障害者総合支援法の3年後の見直しの一環としてその改正案を提出したが、その中に介護保険制度への移行に伴う自己負担額の軽減措置が盛り込まれた。このように、従来障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳以降に介護保険制度に移行するに伴い、さまざまな課題が生じており、その背景として障害福祉制度と介護保険制度の思想の違いも指摘されている。

その第二は、障害福祉制度の介護保険制度への統合問題である。2000年の介護保険の開始当初から、障害福祉制度の介護保険制度への統合についての議論が存在した。2003年の支援費制度開始前後から、介護保険制度、障害福祉制度の財源不足の問題もあり介護保険の被保険者年齢を40歳から20歳へ引き下げることを含め具体的な検討や提言が出された。他方で、障害者運動の影響を受けた自治体の独自制度に起源をもつ障害福祉制度のサービス水準が介護保険制度と比べて高いことから、障害者側の警戒や反対も存在し、また20歳への引き下げに対する経済界の反対もあり、現在まで統合は実現していない。

こうした中、同じ社会にある、年齢ごとで区切られている障害福祉制度と高齢者福祉制度を比較することで、自立支援給付と介護保険制度の整合性を単に財源や年齢の問題に限定せず、それぞれの制度の性格や根底にある考え方を明らかにした上で検討し、高齢者・障害者の社会参加を支えるための福祉政策の望ましい方向性を提言することは重要な課題である。

## 2. 研究の目的

本研究では、自立支援給付と介護保険制度の運用により生じる結果の違いが具現化する場面として高齢障害者の自立支援給付と介護保険の利用場面に着目し、そこで生じる諸課題から制度自体の違いならびにその制度を支える固有の原理を明らかにする。また両制度と諸外国の制度と比較し、その固有の原理の汎用性を検証する。そのために、

- 1) 自治体や身体障害者更生相談所、ならびに障害者を対象として調査を行い、65歳以上の障害者への介護保険制度の優先適用の実態、自立支援給付と介護保険制度への自治体職員の対応、などを把握する。
- 2) 65歳以降の障害者を対象として調査を行い、自立支援給付と介護保険制度の利用実態ならびに65歳以前と65歳以後のサービスの变化(サービス量、内容、自己負担額)の実態を把握し、両制度の利用により生じる課題を明らかにする。
- 3) 諸外国の高齢障害者向け福祉制度を調査し、日本の制度の特色を明らかにする。

## 3. 研究の方法

### 3.1 高齢障害者への補装具制度適用の現状についての調査

#### (1) 身体障害者更生相談所への調査

身体障害者更生相談所(77箇所)に対しては、65歳以上高齢障害者に関して介護保険制度に

おけるレンタル品目と重なる補装具種目について、補装具としての購入申請・決定件数の情報等にかかる質問紙による郵送調査票調査を実施した。回答数 56(有効回答 53 回収率 68.8%)であった。

実施期間は 2018 年 3 月から 5 月である。調査は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の審査の結果、本件研究課題で扱うデータに個人情報に含まれないことが確認されたことから非該当との判定を得て実施した。調査にあたっては対象機関に研究趣旨を説明し、協力は任意であり、同意はいつでも撤回できることを述べたうえで協力を依頼した。

#### (2) 自治体への調査

65 歳未満の場合には歩行器や歩行補助つえは、更生相談所の判断を経由せず自治体の判断で購入決定されることもある。そこで、地方自治体（全国の市町村 1,718 ならびに特別区 23 区、全 1,741 自治体）に対して、65 歳以上高齢障害者に関して、介護保険制度におけるレンタル品目と重なる補装具種目のうち歩行器と歩行補助つえについて、補装具としての購入申請・決定件数等の情報等にかかる質問紙による郵送調査票調査を実施した。回答数 285(有効回答 285 回収率 16.4%)であった。

実施期間は 2018 年 3 月から 5 月である。調査は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の審査の結果、本件研究課題で扱うデータに個人情報に含まれないことが確認されたことから非該当との判定を得て実施した。調査にあたっては対象機関に研究趣旨を説明し、協力は任意であり、同意はいつでも撤回できることを述べたうえで協力を依頼した。

### 3.2 高齢障害者への介護保険制度の適用状況に関する調査

#### (1) 自治体への調査

全国の市町村 1,718 ならびに特別区 23 区、全 1,741 自治体を対象に、2016 年度の 65 歳以上高齢障害者に関する、障害者総合支援法による自立支援給付と介護保険の適用実態、65 歳以降の介護保険への移行に関する情報提供の状況等にかかる質問紙による郵送調査票調査を実施した。調査期間は 2018 年 3 月から 5 月である。結果、回答数 285(有効回答 285 回収率 16.4%)であった。

調査は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の審査の結果、扱うデータに個人情報は含まれないため、非該当との判定を得て実施した。

#### (2) 65 歳以上の高齢者への調査

65 歳以上の在宅で生活する肢体不自由者を対象に、介護保険と障害福祉サービスの利用状況についての調査票調査を実施した。調査は、全国頸髄損傷者連絡会と全国自立生活センター協議会へ協力を依頼し、両団体ならびにその会員団体から個人への配布を依頼した。併せて Web Site 上に調査票を掲載し、ダウンロード可能な状態にした。回収は郵送と電子メールにておこなった。調査期間は 2019 年 1 月～3 月である。回収数は 36 票（郵送 31 票、電子メール 5 票）、有効回答は 35 票であった。内訳は、男性 23 名、女性 12 名、脊髄損傷・頸髄損傷 29 名、脳性マヒ 3 名、脊髄損傷・頸髄損傷と脳性まひの重複 1 名とそのほか 2 名であり、平均年齢は 70.0 歳であった。

調査は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認を得て実施した。

### 3.3 海外の障害福祉制度の調査

#### (1) スウェーデン調査

スウェーデンの福祉サービスについて、文献調査を行った。併せて 2019 年 3 月 17 日から 3 月 21 日にかけて、スウェーデン国ストックホルムで現地調査として、スウェーデン社会保険庁へのインタビュー調査などを行った。

#### (2) 中華人民共和国青島市調査

中華人民共和国山東省青島市が行っている、中国版の介護保険制度の一つと言われる「長期医療護理保険制度」について文献調査を行った。併せて、2019 年 4 月 28 日から 5 月 1 日にかけて、山東省青島市で、現地調査として、青島市医療保険局と青島市介護協会へのインタビュー調査、入所施設 1 か所、病院 1 か所への視察をおこなった。

## 4. 研究成果

### 4.1 高齢障害者への補装具制度適用の現状

全年齢の障害者への補装具給付に占める、本調査の回答全体から得られた 65 歳以上の高齢障害者への給付の割合は 6%以下であった。しかし、回収した調査票のうち、各都道府県内のすべての更生相談所から回答のあった都道府県のみを抽出し、各都道府県の 65 歳以上の障害者の購入決定件数の全年齢の障害者の購入決定件数に占める割合を集計すると、姿勢保持機能付車椅子の 6.5%から電動車椅子の 20.2%の値を示し、特に車椅子・電動車椅子は 10%を超える結果となった。ただし、在宅障害者のうち 65 歳以上の障害者の割合は 7 割近くであることが知られ

ており、本研究の結果から、介護保険制度の導入以降、車椅子・電動車椅子・座位保持装置・歩行器・歩行補助つえについては、介護保険制度が優先的に適応されていることがうかがえた。

しかし、65歳以上の障害者に対して補装具が一定数の給付がなされていることが示唆された。とりわけ、車椅子・電動車椅子では10%を超える割合で各種目の補装具が65歳以上の高齢障害者に給付されていることが推察された。

したがって、高齢障害者に介護保険制度が一律に適用されているわけではないと言える。この要因として、補装具費給付制度が障害者固有のものであり、福祉用具給付貸与制度が高齢者を対象としたものという表面上の区分けのみならず、前者がオーダーメイドという言葉に現れるように障害者の個別性に対応して、専門的な知見をもとに支給されるのに対して、後者は広く加齢による身体機能の低下という普遍的な事態に対応して、専門的な知見をそれほど用いずに支給貸与されるという違いがあることが考えられる。

#### 4.2 高齢障害者への介護保険制度の適用状況

##### (1) 自治体の状況

本調査では、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能であることを案内していない、無回答などの自治体が25.6%存在し、厚生労働省や日本障害者協会の調査を上回った。該当者がいない等の考量する必要があるものの、厚生労働省の事務連絡はあるものの自治体によって案内に差がある可能性が示唆された。案内していない自治体は、東北地方や九州沖縄地方に多く、地方に十分な情報が届いていない可能性が示唆された。また、設問が異なるため単純には比較できないものの「必要とするサービス内容を介護保険サービスで満たしうるか」について「障害者本人や家族への聞き取りをもとに判断」をしている自治体は61.1%であり、厚生労働省調査の結果を下回り、厚生労働省の事務連絡はあるものの自治体によって方法に差がある可能性が示唆された。

また、設問が異なるため単純には比較できないものの介護保険サービスと障害福祉サービスの併給の要件として、36.5%の自治体が障害支援区分や要介護度など厚生労働省の基準以外のものを参考にしており、併給の要件に自治体による差がある可能性が示唆された。障害福祉サービスのみの継続利用者への対応をみると、障害福祉サービスの申請を却下した自治体は2自治体(0.7%)に留まっていた。これらの結果から、一律に介護保険優先原則が適用されているわけではなく、障害福祉サービスのみの提供や、併給がなされている自治体があることが示唆された。加えて、介護保険への移行を希望せず、障害福祉サービスのみの継続利用を希望する利用者がいた自治体が半数以上あり、障害福祉サービスの継続が希望されていた。また理由として、馴染みの支援者を希望し、すでに受けているサービスが受けられなくなることを危惧していることから、現在受けているサービスの継続性を求めている様子が見えられた。

他方で、介護保険サービスの訪問介護利用者に65歳前後の支給量(障害福祉サービスと介護保険サービスを合わせた利用可能時間数)の変化を尋ねた結果、59.3%の自治体が、変化がない人が多いと回答しており、増加した人が多い、減少した人が多いと回答した自治体は10%以下であった。の背景について尋ねた結果、変化がない人が多いとの回答をした自治体では、必要なサービス量を上乘せしているとの回答が多かった。

##### (2) 高齢障害者の状況

介護保険を利用している回答者は74.3%であり、多くが介護保険を利用していた。ただし、介護保険のみを利用している回答者は11.4%に留まり、85.7%の回答者は65歳以降も障害福祉サービスを利用していた。

65歳前後のサービス利用に関する変化の結果から、介護保険移行による影響として、サービス支給量の増減はさまざまであるが、自己負担額は増加し、サービス利用制約は増加する傾向にあることが示された。ただし、調査時期が自己負担についての軽減措置の開始時期と重なっており、この軽減措置の効果が十分に反映されていない可能性もある。また、介護保険利用のメリットとして「利用時間が増えた」との回答があり、デメリットとして「自己負担が増えた」、「障害福祉サービスに比べて利用に制約がある」、「2時間以上継続利用できない」との回答があった。これらの結果から、介護保険の移行にともない、サービス量は増える場合と減る場合があること、自己負担額は増加する傾向があること、サービス利用制約は増える傾向があることが示唆された。

訪問介護サービスに着目すると、介護保険障害福祉併用者のうち、介護保険の訪問介護サービス利用者は障害福祉サービスのなかの介護サービス(重度訪問介護、居宅介護、移動支援)のいずれかを利用していた。したがって、介護保険と障害福祉の併用者の中で、日常生活に介助を必要とする障害者の多くは、障害福祉と介護保険の両方の介護サービスを併用していることが明らかとなった。また、同じ介護サービスであっても、介護保険サービスには、長時間の連続利用や外出、通院介助に制約があると認識されており、両者には違いがあることが推察された。

#### 4.3 海外の障害福祉制度の調査

##### (1) スウェーデン調査

スウェーデンには、福祉サービスを必要とするすべての人を対象にした社会サービス法と、特定の障害者を対象とした LSS 法、LASS 法が存在する。65 歳以前に LSS 法によるサービスを利用している人は 65 歳以降も利用可能であるが、65 歳以前に LSS 法によるサービスを利用していなかった人は、65 歳以降は LSS 法によるサービスの利用を制限されていた。

#### (2) 中華人民共和国青島市調査

青島市で実施されている介護保険制度と日本の介護保険制度を比較すると、共通点として 1) 保険で給付の 7 割から 9 割を賄い、一部利用者の自己負担があること、2) スクーリングで一般要介護者と認知症患者を分けており、制度運用でも一般要介護者と認知症患者を分けるなど、一般要介護者と分けて認知症患者への対応をおこなっていること、が挙げられる。

相違点としては、1) 青島市の制度は財源が医療保険から拠出されており、加入者も医療保険加入者となっているが、日本の介護保険制度では介護保険と健康保険が財源として別々に存在し、医療保険加入者と介護保険加入者も同じでないこと、2) 加入する保険の種類や自己負担額によって受けられるサービスが異なっていること、3) 青島市の制度は 16 歳以上の全年齢を給付の対象としているのに対し、日本の制度は 65 歳以降の高齢者を主な給付の対象としていること、が挙げられる。

#### 4.4 総括

本研究の結果、65 歳以上の障害者への介護保険制度優先適用の実態として以下のことが明らかとなった。

1) 65 歳以上の高齢者に対して介護保険制度の優先適用はなされているものの、必ずしも一律に介護保険制度が適用されているわけではなく、補装具制度や障害福祉サービスの利用を継続している場合も見られた。

2) 介護保険制度適用に伴うサービスの変化について、サービス支給量については、増加している場合、減少している場合、変化がない場合があり、一律の変化はみられなかった。サービス利用に伴う自己負担額については増加がみられた。サービスの利用に関わる制約は増えたと認識されていた。

3) 65 歳以降の障害福祉サービスの継続利用を希望する障害者が一定数存在した。

今後、障害福祉制度と介護保険制度の接続を考える上で、介護保険サービスの役割を普遍的リスクへの対応としての基礎的介護、障害福祉サービスの役割を偶然性の高いリスクへの対応としての生活支援サービスとし、前者に後者を代替・包摂するのではなく、相互補完関係にあるものとして住み分けを進めていくことが必要であると考えられる。そのためには単にサービス量の問題だけでなく、屋外での社会参加活動の支援など、介護保険で代替が困難な独自の障害福祉サービスとの区分けなどの質的な問題について議論を深めていく必要がある。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>丸岡稔典・我澤賢之   | 4. 巻<br>41            |
| 2. 論文標題<br>高齢障害者の介護保険利用の実態                                      | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>社会システム研究  | 6. 最初と最後の頁<br>267-280 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                           | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>丸岡稔典・我澤賢之   | 4. 巻<br>62（12）        |
| 2. 論文標題<br>地方自治体の65歳以上の障害者への介護保険優先原則の適用状況                       | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>保健の科学   | 6. 最初と最後の頁<br>851-855 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                          | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>丸岡稔典  | 4. 巻<br>37            |
| 2. 論文標題<br>中国青島市における介護保険試行の現状                                   | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>名古屋産業大学論集   | 6. 最初と最後の頁<br>11-15   |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                          | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>丸岡 稔典   | 4. 巻<br>60            |
| 2. 論文標題<br>全身性障害に対するスティグマを共有する「対話」とその条件 重度脳性マヒ者を中心とした芝居作りを対象として | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>社会福祉学   | 6. 最初と最後の頁<br>89～101  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>10.24469/jssw.60.1_89                | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                          | 国際共著<br>-             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>丸岡稔典, 我澤賢之                   | 4. 巻<br>33          |
| 2. 論文標題<br>65歳以上の高齢障害者への補装具制度適用の現状     | 5. 発行年<br>2019年     |
| 3. 雑誌名<br>名古屋産業大学論集                    | 6. 最初と最後の頁<br>15-21 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし         | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>丸岡稔典                         | 4. 巻<br>19          |
| 2. 論文標題<br>高齢障害者の自立支援給付と介護保険の利用について    | 5. 発行年<br>2017年     |
| 3. 雑誌名<br>地域ケアリング                      | 6. 最初と最後の頁<br>58-59 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし         | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>丸岡稔典   | 4. 巻<br>14            |
| 2. 論文標題<br>福祉のまちづくりへの障害者の参加過程：1970年代から1990年代の東京都世田谷区を対象として | 5. 発行年<br>2022年       |
| 3. 雑誌名<br>都市社会研究   | 6. 最初と最後の頁<br>125-137 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし                             | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている(また、その予定である)                      | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

|                            |
|----------------------------|
| 1. 発表者名<br>丸岡稔典・我澤賢之       |
| 2. 発表標題<br>高齢障害者の介護保険利用の実態 |
| 3. 学会等名<br>障害学会第16回大会      |
| 4. 発表年<br>2019年            |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>丸岡稔典                          |
| 2. 発表標題<br>65歳以上の高齢障害者への自立支援給付と介護保険の適用状況 |
| 3. 学会等名<br>日本社会福祉学会第67回秋季大会              |
| 4. 発表年<br>2019年                          |

|                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 発表者名<br>丸岡稔典                     |
| 2. 発表標題<br>地域で生活する重度脳性マヒ者の障害への認識の変化 |
| 3. 学会等名<br>日本社会福祉学会第66回秋季大会         |
| 4. 発表年<br>2018年                     |

|                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 発表者名<br>我澤賢之, 丸岡稔典                 |
| 2. 発表標題<br>65歳以上高齢障害者への補装具制度適用の現状について |
| 3. 学会等名<br>第34回日本義肢装具学会学術大会           |
| 4. 発表年<br>2018年                       |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>丸岡稔典                           |
| 2. 発表標題<br>世田谷における障害者を中心としたまちづくり運動の政策参加過程 |
| 3. 学会等名<br>障害学会                           |
| 4. 発表年<br>2017年                           |



|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Toshinori Maruoka, Kenji Gasawa and Takenobu Inoue   |
| 2. 発表標題<br>Influence on Personal Assistance by Robotic Arms for Individuals with Severe Physical Disabilities |
| 3. 学会等名<br>i-CREAtE 2017 (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2017年   |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

|   |
|---|
| <p>「高齢障害者の介護保険利用に関する実態調査」調査票電子ファイル版ダウンロードページ<br/> <a href="http://www.rehab.go.jp/ri/fukushi/fukushi_kaigohoken/chousa.html">http://www.rehab.go.jp/ri/fukushi/fukushi_kaigohoken/chousa.html</a></p> |
|---|

6. 研究組織

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)                     | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)   | 備考 |
|-------|---|---|----|
| 研究分担者 | 我澤 賢之<br><br>(GASAWA KENJI)<br><br>(90360685) | 国立障害者リハビリテーションセンター(研究所)・研究所<br>障害福祉研究部・主任研究官<br><br><br><br>(82404) |    |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

|         |         |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|